

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第4部門第1区分

【発行日】平成31年2月7日(2019.2.7)

【公開番号】特開2018-145604(P2018-145604A)

【公開日】平成30年9月20日(2018.9.20)

【年通号数】公開・登録公報2018-036

【出願番号】特願2017-38402(P2017-38402)

【国際特許分類】

*E 02 F 9/24 (2006.01)*

*E 02 F 9/20 (2006.01)*

*B 66 C 15/00 (2006.01)*

【F I】

*E 02 F 9/24 B*

*E 02 F 9/20 J*

*B 66 C 15/00 Z*

【手続補正書】

【提出日】平成30年12月18日(2018.12.18)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0061

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0061】

表示装置25の制御部36Aは、プッシュスイッチ44のSTART指示信号を入力した場合、条件に応じて、プッシュスイッチ44のSTART指示信号を有効化又は無効化する。詳しく説明すると、ゲートロックレバー22が乗降許可位置に操作されたと判定した場合は、プッシュスイッチ44のSTART指示信号を有効化する。すなわち、Cリレー4\_6の接点を閉状態に一時的に切換えて、Cリレー4\_6からエンジンコントローラ26に信号を出力させる。この信号に応じて、エンジンコントローラ26がエンジン6を起動させる。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0062

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0062】

一方、ゲートロックレバー22が乗降規制位置に操作されたと判定した場合は、プッシュスイッチ44のSTART指示信号を無効化する。すなわち、Cリレー4\_6の接点を開状態のままする。